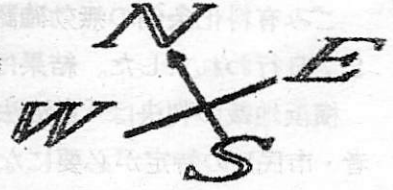


エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



主 事
な 記
事

- ・2009年度活動報告・決算報告
- ・武田薬品研究所県回答
- ・ゴミ有料化裁判結果
- ・小網代の森散策

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

ふじさわ環境フェアに想う

環境に関わる事を仕事にしたい、学生時代に将来を想い、20年近くが経とうとしている。その間に社会は変わった。新聞やテレビには環境問題よりも、当時はなかった地球温暖化の文字が多く、一般市民の間でも環境に配慮するのが半ば当たり前の生活で、また「ゆとり教育」だと騒がれているが公教育の現場ではしっかりと環境問題が教えられている。

それだけ環境に関する事が身近になってきたが、果たして様々な問題が解決し、温暖化が足踏みしているのだろうか。これは特に深く考えず「よくなっていない」という声が聞こえてきそう。だから皆が対応しているのだと。確かに否定は出来ない。だが「よくなっている点」があるのも事実。もちろんネットを含めたメディアには良い話は面白くないのか、また面白く書きたくないのか、登場は少ないので、一般には馴染みが薄いのだが。

そこに自身の力不足を感じてしまう。このところ環境に関わる仕事が事務的になりすぎてはいないだろうか。と自問自答を繰り返すが、その答えを見つける間もなく、仕事に追われてしまう。そう、良い仕事が出来ていないから、世の中に良い話が伝えられない。結果、温暖化対策はお金と手間ばかりかかるのであるとか、環境に配慮する面倒な点が強調されているのではないか。事業仕分けでも自分の所属する温暖化防止センターが槍玉に挙げられるのが良い例だ。

こんな状況だから、人々は免罪符を求めてしまうようにも感じる。ゴミ拾いさえすれば、構わない。レジ袋を断りさえすれば、構わない。もちろんそれで環境が良くなるのなら自分は構わないのだが、多く人はそこで免罪符を得て、満足しているのではないか。これをきっかけに車に一人で乗らず、自転車移動する、なんてなれば良いのだが、それじゃ免罪符にならないとでも言われそう。逆に考えると自分にとってまだまだ活躍できる場があると信じて、そろそろ動き出す、そんなきっかけに今年のふじさわ環境フェアをすることとして、ぜひのご来場をお待ちしております。

(ふじさわ環境フェア2010 実行委員長 青木正美)

ごみ裁判、最高裁へ上告

あらゆる行政サービスに手数料が徴収される危険性

地方自治法227条手数料条項の適正な判断を求める！

ごみ有料化条例の無効確認等事件の東京高等裁判所（高裁）の控訴審判決言渡が4月27日行われました。結果は、第一審の横浜地裁判決を支持しての控訴棄却でした。

横浜地裁の判決は「自治法第227条により手数料を課するためには役務対象者（受益者・市民）の特定が必要になるが、個別収集方式によって排出者市民と収集運搬者の行為が1対1の関係で役務提供者の特定が出来るから、手数料の徴収が可能である」とのことでした。

第227条で規定する手数料とは、一個人の要求に基づき、その者の利益のために行う事務につき手数料を徴収できるのであるから、市民は要求もせず、強制的に買わされている袋をもってこのように解釈するとは、はなはだしい論理のすり替えであります。

判決を不服として控訴した高裁判決では、上記の地裁判決を一部改め、追加して棄却判決をしました。主な修正点は、「指定収集袋を介在させることにより、ごみの排出者と運搬行為との間に対応関係が生じ、指定袋を用いた排出者に対してのみ負担を課することが可能となるのであるから、「特定の者」となる。手数料の徴収方法として事前に有償の指定袋を調達させる方法を選択したこと」であり、原判決を追認した不当判決でした。

高裁では、第1回口頭弁論日に結審したので、原告らは、口頭弁論の再開を求めて市民1043名の要請署名を高裁に提出したが高裁は無視して判決言い渡しとなったのです。上記から、はじめに有料化ありきの、ごみ処理手数料有料化政策の政治的戦略と関連があるのではないかと疑う筋も増えてきています。

われわれ市民は、かつて、突然、ごみ収集が有料化になるというので、約42,000名の市民が反対の意思を表明して、市長や市議会議員に請願署名をしています。今、袋を使用しないとごみを集めないのやむを得ず前金を払って買っていますが、これは、市に有料化をして下さいと要求したものではなく、強制されたものです。

今後この判決が確定されると、本来、税金で賄うべき自治体の各種行政サービスを手数料名目で次々と有料化することが可能となるでしょう。市民負担は限りなく増えます。また、全国的にごみ有料化は一斉に進むであろうことは目に見えています。

このような、市民生活を破壊する不当な判決に黙っているわけにはいきません。

原告らは、5月10日、最高裁に上告し、自治法等の解釈統一を求めます。市民の皆さんの物心両面でのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

（諏訪謙司）



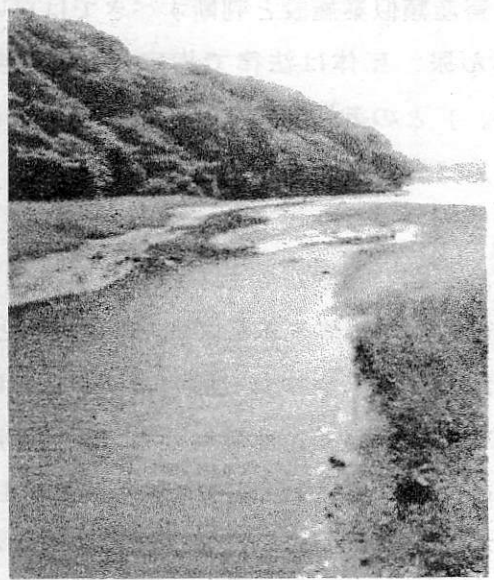
別世界の小網代の森

五月晴れの日、三浦海岸の小網代の森を訪ねた。京浜急行三崎口駅から近くにすばらしい自然が今も残され、開発を逃れた谷戸であり干潟である。

ここがアカテガニの生息にふさわしい場所であることは行ってみて始めて分かる。

私たちは小網代のバス停から先ず海岸の港まで行き、そこから上り坂の山道を登るコースで行った。海岸は干潟になっていると聞き、ちょうど満ちている頃にいったん見てから再び干潮時に訪れた時は14時頃、水面が1メートルほど下がり干潟が現れていた。そこには無数の小さなカニが米つきのようにハサミを上下させていっせいにダンスをしていた(チゴガニ)。水のあるところは小魚が泳いでいて、栄養豊富な海水であることを知った。

海岸からやぶのある小道を小川沿いに散策、そこはウグイスが鳴き、ホトギスが鳴き、トビも鳴いていて何とものどかな谷戸で読者の皆さんにも感じて欲しい場所であった。



もちろん、装備は長靴で、蜘蛛の巣を払いながら進む、トトロのトンネルもあるし、歩くと小さなカニがササッと逃げる森である。谷には小川がチロチロと流れ、見上げるとうっそうとした木々が茂っていて不思議な気分になる。森の中には芦の生い茂った広場もあり管理には気を使っている。夏はマムシやスズメバチがでるのはいれないそうだ。

ハサミが赤いアカテガニはふだんは森に住み、大潮の夜にお産をするそうだ。その見学とパトロールを兼ねたイベントも行われ、この7月27日、28日の17:50に行われるとの案内。詳しくはNPO法人小網代野外活動調整会議(tel 045-540-8320)におたずね下さい。

1980年中頃から開発計画がもちあがり、地元の方々が、この自然を残そうと懸命な努力で開発を免れ、首都圏近郊緑地保全地域に指定されたそうだ。

この緑地の北側の三戸地区は、「北側湿地」とよばれ、小網代の森と同じような地域があるが、今、京浜急行によって買い占められ、残土処分場として埋立工事が進み危機にさらされている。広大な湿地を守る運動もあり、「エコパーク構想」として生まれ変わり、保全できるように願っている。

(日比 遙)

武田薬品・実験動物のふん尿は一般廃棄物？

県への回答

まず、(1)の「県は、焼却炉の設置届けを受理する上で、実験動物の計画数値を武田薬品に提出させた上で判断されたのか。」との御質問については、ダイオキシン類対策特別措置法において、特定施設設置に際し、原料の処理能力(t/h)、炉の容量(t)、焼却能力(kg/h)等の事項を届け出ることを義務付けていますが、実験動物の計画数値は求めておりません。

次に、(2)の「武田薬品研究所の実験動物のふん尿・死体の処理を一般廃棄物扱いで、産業廃棄物扱いとしていないのはなぜか。」、(3)の「武田薬品研究所は創薬という営利目的の為に大規模な動物実験飼育を行う施設であり、この点からも業として実験動物飼育を行う畜産類似業施設と判断すべきではないか。」及び(4)の「武田薬品工業に対し実験動物のふん尿、死体は法律で指定された産業廃棄物として処理するよう求めるべきではないか。」との御質問ですが、産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条（同法施行令第2条）に規定されており、これに該当しない廃棄物が、一般廃棄物となります。「動物の死体」及び「動物のふん尿」については、いずれも「畜産農業に係るものに限る。」という限定の上で産業廃棄物として規定されていますので、畜産農業に係るもの以外の動物の死体・ふん尿は一般廃棄物となります。

武田薬品工業㈱研究所の事業から判断すると、「業」として動物を飼育しているのではないことから、畜産農業の小分類の畜産類似業には該当しないものと考えられますので、その事業で発生する実験動物の死体・ふん尿は一般廃棄物となります。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とあり、事業者には、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を、一般廃棄物、産業廃棄物の区分に関係なく適正に処理する義務が課せられています。

本件について、さらに詳細のお問い合わせがある場合には、(1)の関係については、大気水質課大気環境グループ 大森 電話045-210-4111 が、(2)から(4)の関係については、廃棄物指導課産業廃棄物指導グループ 矢板 電話045-210-4159 が担当しておりますことを申し添えます。

平成22年5月18日

青柳 節子 様

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長 轉 次郎
神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課長 川瀬 良幸

不安だらけ「実験動物の焼却炉」・武田薬品「焼却炉説明会」

半径 300m の限定住民を対象 実験動物は研究所外で専門業者に処分委託を！



5月9日高谷会館で行われた武田薬品焼却炉説明会は、焼却炉予定地から300mという不当に制限されたもので、範囲外の人には発言も制限される状況でした。

それでも約60人が参加し会場を埋めつくしました。

武田薬品は当初焼却炉2基の予定を1基に変更、概要をパワーポイントで説明しましたが、「故障した場合はどう対処するのか」「1回900

kgの死体を焼却するのに何時間かかるのか、1日の稼働時間は」「焼却に伴う排気や臭気は」などの住民の不安に応えるものとはとても言えないものでした。

住民の中から、自宅で飼っているペットを含めて健康被害がないように武田薬品は責任を果たすべきだというような、不安の声が多数出ました。

また、参加者に配布した資料にはパワーポイントの一部しか記載されておらず、多数の参加者から抗議の声が飛び交いました。

武田薬品は、焼却炉設置が市民の健康面・精神面の影響をどう考えているのか、近隣の住民はもとより市民の納得を得るところまで丁寧に説明すべきです。

最後に、私が住民説明会開催要請陳情署名を集めたとき、署名者の一人が「俺はトシだから影響が出る頃には死んでしまってるかもしれないが、せめて子や孫には、病気にさせられた動物を燃やした煙を吸わせない」と話されたことをみんなに伝え、住宅密集地に実験動物焼却炉を設置する非常識さを訴えていきたい。

(弥勒寺住民 安楽菊男)

説明会に参加した感想を3人に聞きました。

①「薬品やウイルスに汚染された動物の死体を1日1トンも焼くのに、健康や環境に影響はないのでしょうか？武田側は法令を遵守すると説明していましたが、法令は最低限のきまりにすぎません。有害な排気や臭気を吸い続けて健康被害を受けてから謝ってもらっても、法令を改正してもらっても遅いのです。住宅街に危険な研究所や動物焼却炉はいりません。弥勒寺主婦」

②「説明会に行きました。住宅が密集していて、病院、学校もある所で、病原菌・遺伝子・バイオ実験をして死んだ大小動物を焼却するなんて大変危険。悪臭、汚水を出す武田薬品。謙虚な態度は、全くありません。逆に私達素人を馬鹿にしているようでした。呆れました。あれでは、この先の行動は全く信用出来ません。武田研究所の稼働は中止、焼却炉など絶対反対です、許しません。村岡東 子供を持つ主婦」

③「武田の曖昧さといひ加減さにはあきれました。こんなので住民は絶対納得できませんよ。でも近くの人には30人程度の参加で住んでる人達は心配ないのでしょうか？他人事ではないのにとこちらにも呆れます。説明会開催を知っていれば参加したかったという友達が何人もいました。弥勒寺・主婦」

- ・12 自治体問題研究所主催藤沢現地調査 武田薬品 川名清水谷戸 辻堂Cー×約30人
- ・17 例会 コンビニ調査検討会
- 10月・エコネットニュース発行185号「新政権への期待は大きい今後の政権交代は選挙で選ぼう」諏訪謙司
- ・3 例会「低炭素社会を求めて」今後の企画相談
- ・13 武田薬品公害調停第2回審査会 署名2360筆提出／累計4917筆
- ・14 ごみ有料化裁判判決 棄却 横浜地裁 上告準備
- ・19 武田薬品下水道管敷設費用差し止め住民訴訟第1回 横浜地裁
- ・23 藤沢の空気を考える会が市と話し合い NO2基準改定問題 自転車推進要望
- ・30 武田薬品研究所裁判を支援する会発足 会長紺野君子
- 11月・エコネットニュース発行 186号「藤沢ごみ有料化裁判判決について」小林麻須男
- ・14 生ごみ堆肥化事業10周年記念講演会(主催藤沢小学校生ごみ堆肥化事業運営協議会)参加
- ・28 低炭素都市藤沢をめざして「藤沢市の温暖化防止対策の現状と将来」山口剛環境都市政策課
- 12月・エコネットニュース発行 187号「水俣展から」青柳節子
- ・19 COP15(国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議)デンマーク「合意に留意する」決議採択
- ・1 武田薬品動物焼却炉建設見直し陳情提出 藤沢市議会否決
- ・3, 4 全国一斉大気測定(NO2)
- ・6 湘南エコウエーブ茅ヶ崎里山公園(藤沢 茅ヶ崎 寒川)参加
- ・9 武田薬品排水住民訴訟第2回口頭弁論
- ・11 武田薬品動物焼却炉建設・鎌倉市議会が、公衆衛生上の説明を武田に求める陳情採択
- ・12 環境学習会「店舗配送に伴う環境負荷について」唐戸健一(ユーコープ事業連合)
- ・22 武田薬品公害調停第3回審査会
- 1月・エコネットニュース発行 188号「COP15は終わったけれど」川崎健
- ・16 例会「低炭素社会をめざして」
- 2月・エコネットニュース発行 189号「都市農地の重視へ大転換」諏訪謙司
- ・7 地元の農業を考える会「希望の種まく 今、農業に希望を」河野直践(茨城大教授)に参加
- ・10 武田問題住民訴訟第3回口頭弁論
- ・11 ごみ有料化裁判 東京高裁での勝利をめざす市民集会に参加
- ・13 例会 温暖化防止について話し合い
- ・16 ごみ有料化裁判第1回控訴審 結審 東京高等裁判所(判決は4/27)
- 3月・エコネットニュース発行 190号「荏原製作所におけるダイオキシン事件から10年」長谷川幸
- ・7 武田問題対策連絡会第1回総会 会則決める 代表 小林麻須男
- ・23 武田薬品公害調停第4回審査会

2009年度 決算 (2009. 5月～2010. 4月)

2010. 5. 10現在

収入の部

支出の部

科目	決算	備考	科目	決算	備考
今年度借入	11,077	今年度借入	借入金返済	15,849	前年度借入返済
会費	164,000		講師謝礼	18,000	講座3回
カンパ収入	32,000		会場費	15,480	推進センター、ロッカー代
事業収入	14,100	講座等資料代	印刷費	28,690	印刷 用紙 コピー代
雑収入	0		通信費	130,160	切手 メール便 FAX
合計	221,177		事務用品費	10,118	封筒 ラベルシート
			搬込手数料	2,880	口座振り込み
			予備費	0	
			合計	221,177	



藤沢エコネット2009年度活動報告

2010.5

年間の主な活動

- (1)環境学習会開催 全 4回
- (2)エコネットニュース毎月発行 179号(2009年4月号)～190号(2010年3月号)350部～450部/月
- (3)ふじさわ環境フェア2009(市主催)企画委員会に参加 2名
- (4)環境フェア協賛行事講演会「地球温暖化防止とオバマ政権の環境政策」(川崎健)を開催
- (5)温暖化防止プロジェクト コンビニアンケート調査実施 シンポジウム計画
- (6)武田薬品研究所建設問題
- 部会活動 (1)編集部会 毎月ニュース発行 (2)ホームページ部会 情報宣伝
- (3)ごみ問題部会 ごみ有料化裁判 ごみ減量化
- (4)NO2部会 年2回大気測定
- (5)環境影響部会

毎月の活動

- ・例会学習会 月1回 原則第2土曜日午前 開催
- ・事務局会議 月1回 開催
- ・編集会議 月3回開催

団体参加

- かながわグリーンネット
- 藤沢の空気を考える会

年間活動報告

- 4月
 - ・エコネットニュース発行 179号 巻頭言「志賀原発2審判決に思う」井之川平等
 - ・11 学習会「グリーンニューディールとオバマ政権の環境・エネルギー政策」川崎健
 - ・19 第3回武田薬品との対話集会(武田問題対策連絡会)
- 5月
 - ・1 エコネットニュース発行 180号「カラフルで質素な中欧ヨーロッパ」青柳節子
 - ・10 石川丸山谷戸ウォッチング&総会
 - ・22 武田薬品排水問題・藤沢市長から再質問状への回答あり
- 6月
 - ・エコネットニュース発行 181号「低炭素都市藤沢をめざそうふじさわ環境フェアに期待する」宮地俊作
 - ・3 武田薬品公害調停に向け、署名開始
 - ・4～5全国一斉大気測定(NO2)
 - ・7 環境フェア協賛講演会「地球温暖化防止とオバマ政権の環境政策」川崎健(東北大名誉教授)
 - ・18 協定違反の武田薬品排水を市に受け入れる問題で住民監査請求提出 12名
 - ・22 ごみ有料化裁判裁判官交代につき、再陳述
 - ・27, 28 ふじさわ環境フェア「環境問題の答え、いっしょに探して！」コンビニ調査報告展示
 - ・27 藤沢地球温暖化対策地域協議会総会参加
- 7月
 - ・エコネットニュース発行 182号「規模の大きさから来る武田薬品研究所の危険性」小林麻須男
 - ・3 武田薬品起工式抗議行動
 - ・6,20,30 地球温暖化防止シンポジウム準備会 来年に延期
 - ・14 武田薬品排水問題住民監査請求口頭弁論
 - ・27 武田薬品問題公害調停第1回審査会 署名2557筆 16名申請
 - ・29 藤沢市有機質資源再生センタ(PFI)の累積赤字2億5千万以上に対し地元住民説明会開催され?
- 8月
 - ・エコネットニュース発行 183号「憲法九条は21世紀モデル」井之川平等
 - ・19 ごみ有料化裁判口頭弁論 横浜地裁
 - ・11 武田薬品排水問題藤沢市は住民監査請求却下
 - ・16 藤沢探鳥クラブ30周年記念講演会「アオバトの不思議」「湘南の鳥、今、昔」浜口哲一、記事掲載
 - ・25 藤沢市が武田薬品の「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「下水道法」による特定施設届受理、「県生活環境の保全等に関する条例」による指定事業場設置申請を許可。
- 9月
 - ・エコネットニュース発行 184号「海洋研究開発機構による地球シミュレーター」日比 遥
 - ・5 県母親大会(平塚)で「不都合な真実」上映・武田薬品問題を訴える 署名900筆
 - ・8 武田薬品排水問題で住民監査につながる住民訴訟起こす 9人

相模湾沿岸の空気を考える

「きれいな空気を求めて」講演とシンポジウム

藤沢市環境保全課職員 各団体 ほか

とき 6月19日(土) 13:30~16:30

ところ 市民会館第2会議室 資料代300円

主催 藤沢の空気を考える会ほか5団体 連絡先 26-9187

6月測定は6月10日(木)~11日(金)にCO2簡易測定を行います。測定希望者はエコネット事務局まで

ふじさわ環境フェア2010

「めざそう 低炭素の都市・生物と共生できるまち ふじさわ」

6月26日(土)~27日(日) 10:00-16:00

市民会館小ホール 第1、第2展示ホール 前庭ほか

映画上映「ウオーリー」 環境団体展示 エコ製品紹介など



環境フェア協賛 あじさいせっけんづくり

6月17日(木) 10:00-12:00 鶴沼公民館 参加費 800円

主催/申し込み 藤沢市石けん推進協議会 81-3179手塚

武田問題住民訴訟 6月7日(月) 10:30から

横浜地方裁判所 傍聴をお願いします 連絡先 080-5099-4264

武田薬品対策連絡会

6月3日(木) 18:30から 市民活動推進センター

主催 武田問題対策連絡会 連絡先 080-5099-4264

愉快的なコーモリの

はなし」柴田敏隆氏

6月5日(土) 14:00-

産業センター7階

主催 川名自然フォーラム

藤沢エコネットから

学習会環境フェア協賛

「生物多様性と私たちの健康」~cop10に向けて~

講師 本間 慎氏(フェリス学院大学前学長)

藤沢の3大谷戸の報告

6月13日(日) 13:30~16:00

藤沢市民会館 教養室 にて 資料代300円



新年度になり会費・購読料の納入をよろしくお願いします

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 6月16日(木) 15:00~ 市民活動推進センター会議室

《編集後記》6月は環境月間、ふじさわ環境フェアは第15回を迎えた。始まる前年すなわち16年前は藤沢エコネット展を開催した。展示、講演会など懐かしい。ふじさわ環境フェアでは最初の頃、市民会館前庭で大々的にフリーマーケットが開かれ、食べ物の屋台なども出て結構賑やかに楽しかった。今年は展示を自然保護系とその他と大まかに2つに分けて第1、第2展示ホールと分かれる。小ホールはディズニー映画「ウオーリー」と表彰。たっぷり環境学習をして、おみやげもどっさり(?)。クイズラリーやスタンプラリーもある。6月26、27日は市民会館を要チェック!(A)